

漁獲番号等の伝達、取引記録の作成・保存について

○漁獲番号等の伝達

アワビ、ナマコを事業者に譲渡す際、①特定水産動植物の名称、②重量又は数量、③取引年月日、④自身の氏名又は名称、⑤漁獲番号等の伝達が必要です。（消費者へ直接譲渡す場合や、自身が採捕したアワビ、ナマコを自身が所属する漁協が開設する卸売市場に出荷する場合は不要）

電子メールや包装への記載など、様々な方法で情報伝達が可能ですが、取引の際に取り交わされる納品書等の取引伝票（①～④が記載されていると想定）に⑤漁獲番号等を記載すれば情報伝達の義務が果たせます。

＜納品書を例とした情報伝達＞

納品書		2022年12月1日		
送り先	〇〇水産 住所：×× 電話番号：△△	出荷者	京都 太郎 住所：×× 電話番号：△△	
漁獲番号		1234567	221201	×××
No.	品名	数量	金額（円）	備考
1	ナマコ（京都府産）	10kg	20,000	
2				
3				
4				
5				

③取引年月日

④自身の氏名又は名称

⑤漁獲番号等

②重量又は数量

①名称

○取引記録の作成・保存

＜譲渡し＞

譲渡しをした際には、先方に伝達した①特定水産動植物の名称、②重量又は数量、③取引年月日、④自身の氏名又は名称、⑤漁獲番号等について、記録・保存する必要があります。（消費者へ直接販売する場合は不要）

取引の際に取り交わされる取引伝票に①～⑤が記載されている場合、その伝票（の写し）を保存すれば記録の保存義務が果たせます。

＜譲受け＞（取扱事業者のみ該当）

譲受けをした際に伝達された①～⑤が記載された伝票等を保存すれば記録の保存義務が果たせます。（消費者へ直接販売する場合でも、譲受け時の記録の保存は必要）

※保存が必要な期間は譲渡し等をした日から**3年間**です。

○漁獲番号について

以下の数字の順序により採捕事業者が組み合わせて定める16桁の番号です。最後の3桁の取引番号は、取引実態に応じて事由に設定できます（例えばアワビを「001」、ナマコを「002」）。

<漁獲番号>

1. 届出により通知された7桁の事業者番号
2. アワビ、ナマコを取引する年月日を表す6桁の番号
3. 譲渡しをするアワビ、ナマコのロットの別等を表す3桁の取引番号

漁獲番号イメージ（2022年12月1日の取引の例）

1 2 3 4 5 6 7 2 2 1 2 0 1 × × ×

事業者番号（7桁） 取引年月日（6桁） 取引番号（3桁）

海中のカゴなどに入れて出荷調整をする場合、漁獲した日が異なるアワビ、ナマコが混在することがありますが、漁獲番号に必要な情報は「漁獲日」ではなく「取引日」であるので、「取引年月日」には、実際に譲渡しを行った日を使って下さい。

○荷口番号について

複数のロットを統合・小分けにするなど、必要に応じて、取扱事業者は漁獲番号に代えて荷口番号を伝達することが可能です。荷口番号も、数字の順序により組み合わせて定める16桁の番号です。

漁獲番号に代えて荷口番号を伝達した場合は、その荷口番号に対応する漁獲番号を記録・保存する必要があります。

<荷口番号>

1. 届出により通知された7桁の事業者番号
2. アワビ、ナマコを取引する年月日を表す6桁の番号
3. 譲渡しをするアワビ、ナマコのロットの別等を表す3桁の取引番号

荷口番号イメージ（2022年12月1日の取引の例）

5 2 3 4 5 6 7 2 2 1 2 0 1 × × ×

事業者番号（7桁） 取引年月日（6桁） 取引番号（3桁）